

第三〇回

参第二号

公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律（案）

（公共企業体等労働関係法の一部改正）

第一条 公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項を削る。

（地方公営企業労働関係法の一部改正）

第二条 地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項を削る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 理 由

日本国憲法第二十八条及びILO条約第八十七号は、労働者の団結権を確認している。しかるに、公共企業体等及び地方公営企業に勤務する職員がその職員の組合を組織するについて、公共企業体等労働関係法第四条第三項及び地方公営企業労働関係法第五条第三項は、公共企業体等及び地方公営企業に勤務する職員以外の者が、当該職員の組織する組合の役員又は組合員となることを禁止している。このような制度は、前記の日本国憲法及びILO条約の精神に違反するものであるから、すみやかに廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。